

小原流
学校
教授者連盟

1. 目的
2. 加入資格
3. 加入方法
4. カリキュラム
5. 教本（学校用）
6. 許状申請
7. 加入のメリット
8. お問い合わせ

〒107-8067

東京都港区南青山5-7-17

一般財団法人小原流 事業部会員支援課内

TEL : 03-5774-5845

FAX : 03-3407-3728

e-mail : support@ohararyu.or.jp

1. 目的

- (1) 学校で小原流いけばなの楽しさを広める。
- (2) 小原流カリキュラムに基づき、適切な指導を行なう。
- (3) 小原流いけばなを通じて、生徒の情操教育に貢献する。
- (4) グループレッスンの利点を生かして、生徒間のコミュニケーションを深める。

2. 加入資格

- (1) 学校教育法第一条に定める、幼稚園～高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校 および 第二百二十四条の専修学校・第三百三十四条の各種学校において、学校から就学中の生徒を対象にいけばなを指導する講師として委嘱を受けた教授者（認可保育園含む）。
- (2) 学校の施設内で継続的にいけばなを指導する場合。（人数規定はありません。）

※ご注意

- ・開催場所は学校の敷地内であること
- ・過去に同所で小原流の指導がおこなわれたことがなく、今回の取組が初めてであること
- ・最低でも月1回以上の指導が1年以上続く見込みがあること

3. 加入方法

登録カードに必要事項を記入のうえご返送ください。

4. カリキュラム（一般指導カリキュラム適用）

入門	(8 単位)
初等科	(1 6 単位)
本科	(1 6 単位)
師範科一期	(1 6 単位)
師範科二期	(1 6 単位)

5. 教本（入門カードセット（学校連盟用・バインダーなし））

内容は、一般用『入門カードセット』と同じ（「小原流とは」「たてるかたち」「かたむけるかたち」計 10 枚 20 ページ）ですが、生徒の負担を軽減するためにバインダーを省き、学校連盟加入校への特典として特別価格にてご用意しております（必要に応じ、市販のバインダーをご購入ください）。

但し、バインダーの別売はいたしませんので、小原流特製バインダーの使用を希望される方は、あらかじめ「一般用（バインダー付き）」をお買い求めください。

価 格	600円／冊（送料・税込）
申込方法	電話・FAX・郵便・E-mail で会員支援課へご注文ください 〒107-8607 東京都港区南青山5-7-17 一般財団法人小原流 会員支援課 TEL：03-5774-5845 FAX：03-3407-3728 Mail：support@ohararyu.or.jp
支払方法	教本とともに払込取扱票(郵便局)をお送りします。 内容確認のうえご送金ください。 (お送りした払込取扱票をご利用の場合は、手数料は本部負担です) 口座番号・01100-0-3394 口座名義・一般財団法人 小原流本部

6. 許状申請

学校でいけばなを履修している生徒の許状申請は、一般の申請方法とは異なります。
『入門カードセット（一般用および学校連盟用）』に封入の許状申請書（ラベンダー色／一般会員と共用）の「学校連盟申請」口欄に✓を入れ必要事項を記入し、所定の送金票を添付のうえ、直接、小原流大阪事務所 総務経理課へお送りください。
※『入門カードセット』を購入せずに許状を申請される場合は、【会員支援課】から許状申請書をお送りしますのでお申しつけください。

申請書送付先	〒541-00056 大阪市中央区久太郎町4丁目渡辺6 一般財団法人小原流 大阪事務所 総務経理課 TEL 06-6245-0871
送金方法	①郵便振替（手数料は本部負担） 口座番号：01130-0-51844 口座名義：一般財団法人小原流 本部事務局 ②銀行振込 口座：みずほ銀行・灘支店・普通預金201207 口座名義：一般財団法人小原流 ③現金書留 上記申請書送付先に、申請書を同封のうえお送りください。

【 学校用 】				
許 状 申 請 料 金 表				
税込・2019年10月1日改定				
内 訳 資 格	申請料金	引次手数料	本部納付金	申請先
初等科	4,190円	1,680円	2,510円	小原流 大阪事務所 総務経理課
本 科	11,520円	4,720円	6,800円	
師範科一期	14,660円	5,970円	8,690円	
師範科二期	16,760円	6,810円	9,950円	
※ 卒業後6ヶ月間は上記の料金にて許状の申請が可能です。 申請の際、その旨お書き添えください。				

7. 加入のメリット

- (1) 連盟登録校の生徒には、上記の許状申請料金が適用されます。
- (2) 初めて小原流を採用された学校に対してつぎの基準により寄贈をいたします。
 - ①放課後クラブ活動として採用の場合
小原流制定花器「エンジェル」・「銀杏型剣山」を人数分（上限各10個）
 - ②正課授業（必修クラブ含）として採用の場合
小原流制定花器「エンジェル」・「銀杏型剣山」を人数分（上限各30個）

※ 経年劣化 および 寄贈後人数増に対しての追贈は行ないません。

- (3) 流誌「插花」を毎月教授者宛に寄贈いたします。
生徒や学校の先生方に小原流の活動状況を理解していただくためにお役立てください。

- (4) 下記のようなツールをご準備しております。
必要に応じ、希望数をお知らせください。
- | | |
|-------------|-------------------------|
| 「小原流パンフレット」 | (財団の概要・歴史について記載) |
| 「チラシ」「ポスター」 | (学校での生徒勧誘の際などにお使いください) |
| 「卒業生用記念品」 | (卒業時・いけばな授業修了時にお渡しください) |
| 「受講証明書」 | (許状を申請しない生徒にお渡しください) |

8. お願い

- (1) つぎの場合は、必ず連盟にご連絡ください。
- ・変更 (学校の住所・名称および指導者など)
 - ・休止／廃止 (学校におけるいけばな活動)
- (2) 学校でのいけばな講師をお辞めになることをお考えの段階で、適切な引き継ぎ者として心あたりがない場合は、ご相談に応じますので会員支援課へご連絡ください。
- (3) 学校・サークルを新規開拓されます際にお使いいただくことを目的に、推薦状をお作りしております。
必要な方は申請書類を郵送いたしますので、会員支援課にお問い合わせください。
依頼受付から発行まで、約1週間～10日のお日にちを頂戴しております。
ご了承のうえ、余裕を持って申請願います。
- (4) 生徒が転居する際は、小原流公式ホームページ「教室検索」より転居先の教室をお探してください。ご希望の地域に教室がない場合は会員支援課にて教室をお探しいたします。
新教室にて学ばれる際は、今習われているカリキュラムおよび資格よりお稽古を続けていただくために『許状申請書』をご本人にお渡しください。

その他、ご不明の点などがございましたら、会員支援課までお気軽にお問い合わせください。